

令和2年7月30日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための佐賀大学の活動制限指針について

1 令和2年7月30日以降の本学活動制限指針について

7月中旬より、首都圏に限らず、近隣の県、佐賀県内での感染者が増えていることを踏まえ、本学の活動制限指針をレベル「2」を基本として、下記のとおり対応します。

なお、各活動の詳細については、HP、メール等で周知を行いますので、必ず確認してください。

2 各活動について

【研究活動】

研究活動は続行できますが、感染防止のため「3密」を避け、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することを検討する必要があります。

【学内会議】

感染防止のため「3密」を避け、対面会議を行います。オンラインでの参加を推奨します。また、可能なものはメール会議又はオンライン会議とします。

【授業（講義・演習・実習）】

前学期については、対面による講義・演習・実習・実験の原則停止を維持し、遠隔授業を継続します。ただし、対面授業の実施（教室での定期試験の実施を含む）を許可されている科目のみ、感染拡大防止策（研究指導を実施する場合は、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」も参照）を徹底した上で実施します。

【学生の課外活動】

課外活動は全面禁止します。ただし、感染防止のため「3密」を避け、感染防止策を徹底している体制がとれることを確認できたところから許可します。

※詳細はこちらをご確認ください。

（新入生・在学生向け）新型コロナウイルス感染症対策について

⇒ 学生生活・サークル活動等について

<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/covid-19-tostudents.html>

【学生の入構】

学生の不要不急の登校を禁止します。ただし対面による実施を許可された授業科目等の受講を除きます。

なお、入構に当たっては、以下の①～③に該当する学生は入構できません。

この場合、授業等については、出席停止扱い（遠隔授業の受講は可）となりますが、学生の不利益にならないように配慮します。

① 体調不良者

かぜ症状（せき・たん・のどの痛み・だるさ）、発熱（目安として37.5℃以上）、味覚・嗅覚異常がある場合

② “過去8日間に①の症状があり、現在は無症状の者”で下記条件に満たない者

1) 発症後に少なくとも8日が経過している、かつ、2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過していること。

※詳細は、保健管理センターHPをご確認ください。

③ 海外から入国して2週間が経過していない者

【教職員】

感染拡大防止に留意し、原則、通常通りの勤務とします。ただし、可能な範囲での在宅勤務及び公共交通機関利用者の時差出勤を実施します。

3 その他

- ・上記の活動にあたっては、3密回避（換気の徹底、密集・密接を避ける）、こまめな手洗い、咳エチケット等、感染予防に努めてください。
- ・通勤、通学の移動にかかる時間は可能な限り最短としてください。
- ・この指針は、感染の状況により見直します。
- ・次のことについて改めて確認し、感染リスクを避ける努力をお願いします。

①福岡市内に限らず、夜の街や人の多く集まる「パーティ」など、感染リスクの高い場所に行くことは控えること。

②発熱や風邪症状の他、体がだるいなど普段と異なる体調異変がある時は、外出を控えること。症状が続く場合は、最寄りの帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。

③マスク着用、手洗い、3密を避けるなど基本的な感染予防の徹底を行うこと。また、食事などマスクを外さざるを得ない場合は、感染予防を意識した行動をとること。

佐賀大学の学生・教職員としての良識ある行動が、皆さんや、皆さんの大切な方の命、健康を守ることにつながります。今後も慎重な行動を取るよう、引き続きよろしく願いいたします。

以 上